

全国都市清掃研究・事例発表会 実行委員会運営要領

（名 称）

第1条 この実行委員会は、全国都市清掃研究・事例発表会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 実行委員会は、公益社団法人全国都市清掃会議が主催し、実施をする全国都市清掃研究・事例発表会が円滑に開催され、廃棄物事業の推進を図ることを目的に開催する。

（委 員）

第3条 実行委員会の委員は、学識経験者、自治体正会員都市、賛助会員で構成する。

（委員長）

第4条 実行委員会委員長は、公立鳥取環境大学客員教授／岡山大学名誉教授 田中勝をもってあてる。

（委員長の職務）

第5条 委員長は実行委員会を代表し、会務を統括する。

（取扱事項）

第6条 実行委員会は第2条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- 1) 開催場所の選定及び会期に関する事
- 2) 発表論文の募集及び決定に関する事。
- 3) 特別企画に関する事。
- 4) 発表会会期中の運営に関する事
- 5) その他目的達成に必要な事項

（委員会の開催）

第7条 実行委員会は委員長の意向を受け会長が召集する。

（事務局）

第8条 実行委員会の事務局は、全国都市清掃会議調査普及部に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

本要領は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

本要領の一部改正は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。